

平成 30 年度 MICE ビジネス活動支援事業 助成事業公募要項

1. 目的

沖縄 MICE ネットワーク（以下「OMN」という。）共同代表は、沖縄県内における MICE の開催促進及び開催時の満足度向上を目的とし、MICE に関わるビジネス活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その公募に関し必要な事項をこの要項に定めるものとする。

2. 定義

この要項において「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨旅行（Incentive Travel）、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議（Convention）、および展示会・見本市・商談会等（Exhibition）を指す。

3. 応募参加資格

本事業で助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当するものとする。

- （1）OMN 特別会員。ただし、国、地方公共団体及びそれに準ずる団体は除く。
- （2）前号にあたる者又は OMN 賛助会員を構成員とし、複数の企業・団体等で構成された任意団体。

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象としない。

- （1）国、地方公共団体及びそれに準ずる団体から本事業に類似する内容の助成を受けている団体。
- （2）その他、助成金を交付することが不適切と判断される団体。

4. 助成対象事業

本事業で助成の対象となる MICE ビジネス活動とは、沖縄県内における MICE の開催促進及び開催時の満足度向上を目的とした受入体制の整備、人材育成、MICE 案件の誘致活動等とする。

（1）助成対象事業例

ア. 受入体制の整備

概要：MICE の受入体制整備を目的とした取組みへの支援。

内容：エリア、業種又は施設毎の MICE の受入に係る課題を抽出し、その解決に向けたメニュー・コンテンツ開発のための研修やプレ調査、及びツールの作成。

例：受入エリアにおけるレストラン・店舗 MAP の作成

MICE 受入エリアの公共交通の利便性に係る事業提案のプレ調査など

イ. MICE 専門人材の育成

概要：MICE の受入、誘致などの専門人材の育成を目的とした取組みへの支援。

内容：各業界団体の課題抽出や人材育成のために行う勉強会、実務者向け研修等

例：セミナーの開催

県内外のセミナーへの受講者派遣費用（先進地視察のみの実施は対象外）

(2) 助成対象とならない事業

ア. MICE そのものの開催

イ. 飲食品等の製品開発を主とする事業

5. 助成対象経費

助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に係る別紙【表 1】に記載された費用であり、交付決定日以降かつ同年度に支出した経費とする。

6. 助成額及び助成率

助成額は 50 万円を上限額とし、助成率は助成対象経費（税抜額）の 4 分の 3 とする。協賛、広告などを含めた収入が発生する場合は、助成額から収入を除いた額とする。

7. 応募手続

(1) 公募要項及び様式の配布

要項等の配布方法：OMN 事務局（沖縄観光コンベンションビューロー-MICE 課）での配布又はウェブサイトからのダウンロード

URL：<https://www.okinawamicenetwork.jp/>
<https://mice.okinawastory.jp>

(2) 申請書類の提出

提出期間：平成 30 年 5 月 29 日（火）～6 月 26 日（火）午後 3 時必着

提出書類：

①申請書【様式第 1 号】（代表者印または社判を押印のこと）

②事業計画【様式第 2 号】（別表も全て記載のこと）

③団体概要（組織図、役員名、活動実績が分かる資料）

※共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに用意すること。

④共同体の協定書（写し／共同企業体で応募する場合のみ）

提出部数：各 6 部（1 部のみ原本、5 部は複写でも構わない）

8. 審査

(1) 審査方法

審査会において、以下の視点から総合的に審査を行う。審査に際し、必要に応じて事務局担当者によるヒアリング又はプレゼンテーション審査を行うことがある。なお、採択団体選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

<審査のポイント>

① 沖縄 MICE 振興戦略における位置付け

沖縄 MICE 振興戦略第 5 章「具体的施策」に記載のある又は関連性の高い事業内容であるか。

② 期待される事業効果

本事業の実施により期待される効果や見込まれる事業成果。

③ 事業実施による相乗・波及効果

本事業の実施による相乗効果（MICE ビジネス事業者間・エリア間のネットワークの強化等）。また、申請者以外の団体等にも同様の取り組みが広がるなど、好影響が期待出来る内容であるか。

④ 事業終了後の事業計画、取組方針（継続性）

助成期間終了後の MICE ビジネス（申請事業からの派生等）の事業化計画、MICE 関連の取組方針等、本事業を契機に団体等で検討している今後の活動計画内容。

(2) 審査結果の通知

申請者に対して、7月中旬を目途に文書で通知する。

(3) 事業の開始時期

7月中旬(予定)

【問い合わせ・書類提出先】

沖縄MICEネットワーク事務局

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 MICE推進課あて

TEL : 098-851-3765 FAX : 098-859-6222

E-mail : info@okinawamicenetwork.jp

〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F

別 紙

【表 1】助成対象経費一覧

助成対象経費	対象となる経費の具体例
1. 旅費交通費	講師や専門家等の招聘に要する旅費・交通費 県外視察や関係機関との打ち合わせ等に要する職員旅費
2. 賃金・アルバイト	助成対象事業実施のために新たに雇用した賃金・アルバイトの人件費
3. 謝金	講師謝礼金等
4. 印刷製本費	助成対象事業の実施に必要なパンフレット、成果報告書等の印刷に要する経費
5. 委託料	MICE 誘致に必要な企画提案書等の作成、マーケティングに必要な調査業務委託等
6. 筆耕翻訳料	通訳や翻訳に要する経費
7. 使用料	助成対象事業の実施に必要な会場等の使用料
8. 消耗品費	助成対象事業の実施に必要な消耗品の購入費

【表 2】助成対象とならない経費の例

1. 企業・団体の職員人件費
2. 食糧費（飲食物に係るすべての経費）
3. 備品購入費
4. 図書券等の金券の購入費（カタログギフト含む）
5. 振込手数料
6. 出張の日当（規定がある場合を除く）
7. 協賛金・寄付金に類する費用
8. 収入印紙
9. 国、地方公共団体及びそれに準ずる団体、又は OCVB 及び沖縄県産業振興公社が実施する他の助成支援と重複する費用
10. その他助成対象経費として適切と認められない経費